

生活保護のしおり

このしおりは、
生活保護制度のしくみや申請の手続きについて
説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、
お気軽に生活支援課におたずねください。

生活支援課の連絡先は「あなたの相談窓口」をご覧ください。

(1～2ページ)

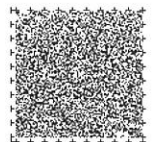


区の木：ケヤキ

※制度の見直しなどで内容が変更される場合があります。



世田谷区



あなたの相談窓口

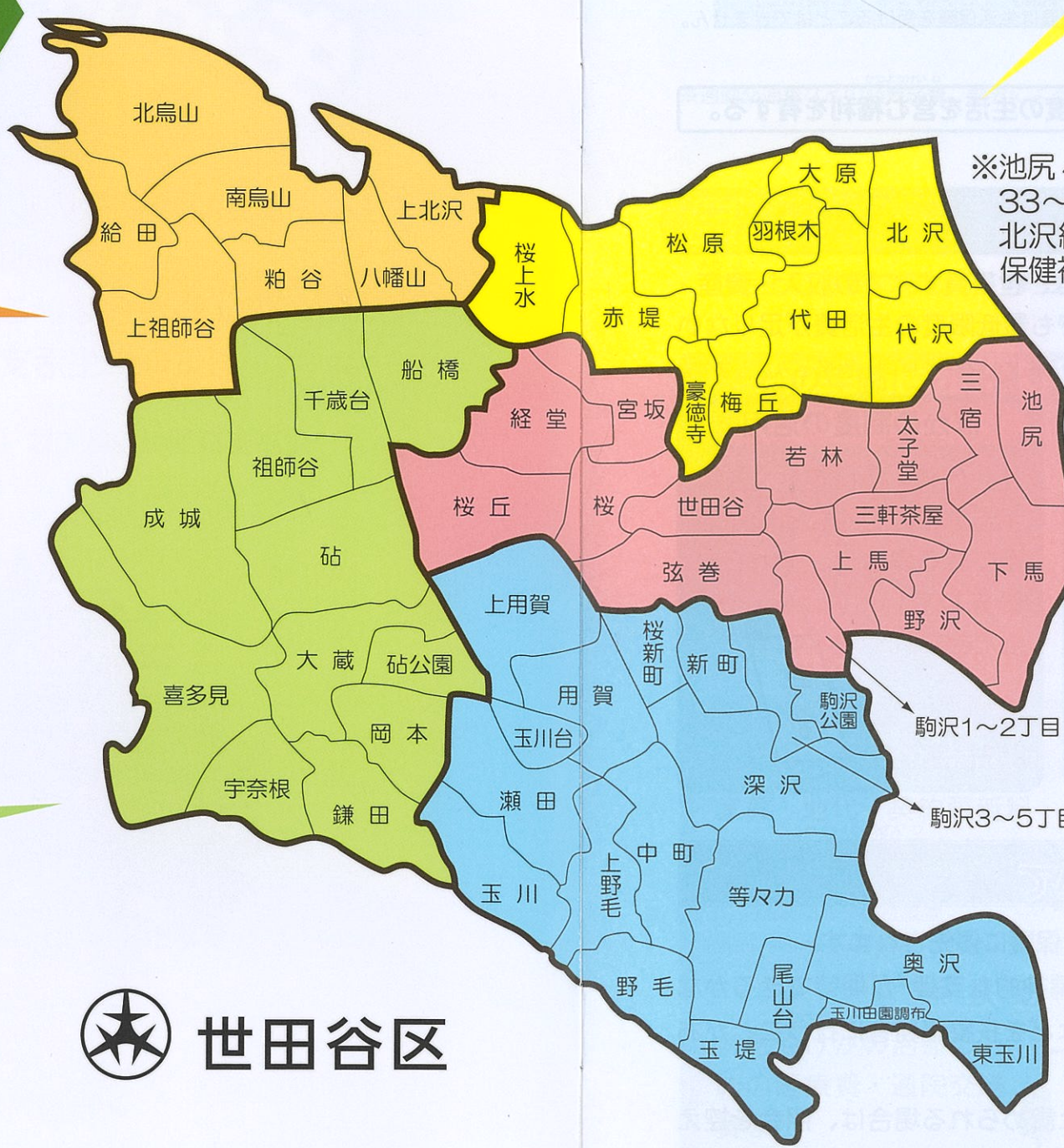
世田谷区内に生活支援課は5か所あり、お住まいの地域で管轄が分かります。
それぞれの生活支援課・生活支援担当（相談担当）にご相談ください。

お住まいの地域と 担当の総合支所保健福祉センター

烏山総合支所保健福祉センター
生活支援課 電話 03-3326-6112
Fax 03-3326-6169
〒157-8555 南烏山 6-22-14



砧総合支所保健福祉センター
生活支援課 電話 03-3482-1390
Fax 03-5490-1139
〒157-8501 成城 6-2-1



世田谷区

※池尻4丁目
33～39番は
北沢総合支所
保健福祉センター

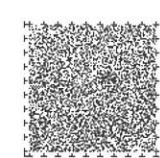
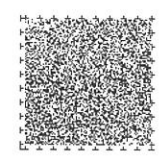
北沢総合支所保健福祉センター
生活支援課 電話 03-6804-7386
〒155-8666 Fax 03-6804-7994
北沢2-8-18 北沢タウンホール内



世田谷総合支所保健福祉センター
生活支援課 電話 03-5432-2846
〒154-8504 Fax 03-5432-3034
世田谷4-22-35 区役所第2庁舎内



玉川総合支所保健福祉センター
生活支援課 電話 03-3702-1734
Fax 03-3702-1520
〒158-8503 等々力 3-4-1



生活保護とは

病気や高齢のために働けなくなるなど、私たちはさまざまな事情で生活に困ることがあります。

生活保護は、そのようなときでも暮らしに必要なお金や医療などを給付^{きゅうふ}することで、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立した生活を送れるよう支援する制度です。

この制度は、憲法^{もと}に基づく国民の権利^{ようけん}です。要件を満たすかぎり、だれでも平等^{びやうどう}に受けることができます。

※ただし、暴力団員は生活保護を受けることはできません。

憲法第25条第1項：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護を受けるにあたって

生活保護は世帯^{せたい}を単位に決定します。これを受けるためには、世帯員すべての収入・資産^{しさん}・能力・そのほかの制度をまず活用することが要件です。それでも最低限度の生活費が足りない場合に受けられます。

※住民票上では別世帯でも、居住^{せいけい}と生計^{せいけい}をともにしていれば同一世帯とみなします。

資産の活用

資産とは預貯金・不動産・生命保険・自動車・バイク・株式などです。

ただし、特別な事情^{ほゆう}で保有が認められる場合もあります。ご相談ください。



能力の活用

健康状態や能力に応じて働いてください。保護受給中の求職活動については専門員が支援いたします。



ほかの制度の活用

社会保険・各種年金・各種手当などの公的な制度が活用できる場合は、それらを優先していただきます。



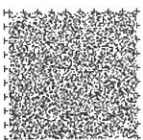
扶養義務者の扶養^{ふようぎむしや}について

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務者の扶養は、生活保護に優先されます。

そのため、扶養義務者との交流はあるか、金銭的な扶養や精神的な支援^{しじょうかい}が期待できるかなどを相談時に聞き取ります。それを踏まえ、文書による照会^{しょうかい}などを扶養義務者に行うことがあります。

ただし、DV（家庭内暴力）や虐待^{ぎゃくたい}など特別な事情があると認められる場合は、照会を控えます。他にも、照会を望まない特別な事情がある方は、ご相談ください。なお、扶養義務者の扶養や支援にかかわらず、生活保護は受けることができます。

※精神的な支援：訪問・電話・手紙のやり取りなど



生活保護費のしくみ (10ページも参照)

生活保護費は、月ごとに世帯を単位に決定します。

最低生活費さいていせいかつひに対し世帯収入が不足する場合、生活保護費で不足分を補います。

最低生活費 (世帯の人数・年齢などで決められる国の基準)

世帯員すべての収入 (給料、年金、手当、仕送りなど) *

不足分

※通勤交通費などの必要経費ひつようけいひ、勤労による各種控除こうじよなどは収入から差し引きます。

生活保護費

生活保護の種類と内容

生活上の必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準の範囲内で次に掲げる扶助ふじよが受けられます。

どの年齢にも関係するもの

生活扶助

食費・被服費・光熱水費など日常生活に必要な費用

※個人の年齢や世帯の人数、または入院や施設入所の場合などに応じて算定されます。



住宅扶助

家賃・地代・契約更新料・敷金・家屋修繕費など

※共益費・管理費などは支給対象外生活扶助から自己負担



医療扶助

病気やけがの治療のための医療費・通院交通費など



生活の状況に応じて

教育扶助

教材費・給食費・学用品などの義務教育の費用

介護扶助

家事援助や施設入所など介護保険サービスの費用

生業扶助

高等学校等の就学費用や就職に必要な資格取得費用など

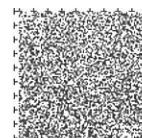


出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用

葬祭扶助

葬儀にかかる費用



生活保護が決まるまで

1

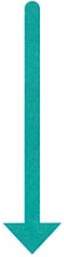
そう だん
相 談



お住まいの地域を担当する生活支援課（以下「福祉事務所」という。）へお困りの内容をご相談ください。来所だけでなく、電話でのご相談もできます。

生活保護は世帯を単位に行われるので、あなたと同居しているなど同一世帯のご家族について、生活状況や資産状況、親族との交流状況を相談員が確認します。

生活保護の制度について相談員の説明をよく聞き、わからないことは遠慮なくご質問ください。



2

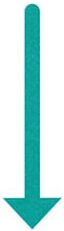
しん せい
申 請



生活保護を申請する方は、申請書類に必要事項を記入しご提出ください。

申請はご本人の意思によりますが、何らかの事情でご本人が申請できないときは、扶養義務者・同居の親族・成年後見人が申請することもできます。

なお申請の際に、資産状況を確認できる資料など調査に必要な書類をお持ちいただくと、その後の手続きが円滑に進みます。



3

ちょう さ
調 査



生活保護の申請をすると、担当のケースワーカー（地区担当員）があなたのお住まいなどを訪問し、生活状況や資産状況などを調査します。

■調査内容：生活歴、職歴、病歴、親族、収入、預貯金・不動産・保険などの資産、年金・手当など社会保障給付、就労可能性及び扶養に関する調査など

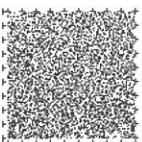


4

けつ てい
決 定



調査の後、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。保護を受けられるかどうかは、原則として申請から14日以内（調査に時間がかかるなど特別な場合は30日以内）に決定して通知します。



生活保護を受ける方の権利

- 正当な理由なく保護費を減らされたり、保護を止められたりすることはありません。
 - 生活保護法により支給されたものに対して、税金がかけられたり差し押さえられたりすることはありません。
- なお、保護を受ける権利を他人にゆずり渡すことはできません。

生活保護を受ける方の義務

- 生活の維持・向上に向けた義務
 - ◆ 働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。
 - ◆ 病気やけがで働けない方は、病院を受診し医師の指示に従い治療に専念してください。
 - ◆ 保護費は計画的に使い、家賃の滞納などがないようにしてください。

- 届け出の義務

以下の場合、福祉事務所に必ず届けてください。

- ◆ 世帯に収入があったとき
 - (ア) 働いて収入を得たとき（給料・賞与・高校生のアルバイト収入など）
 - (イ) 仕事以外の収入を得たとき（年金や手当／仕送りや養育費／不動産や動産など資産の売却益／保険金や交通事故の相手からの損害賠償金など）
- ◆ 世帯が資産を得たとき（相続財産・生命保険の解約金などを得たとき）
- ◆ 世帯の状況に変化があったとき（世帯員が増えたとき・減ったとき／入院や退院をするとき／長期間、自宅を不在にするときなど）



- 指導・指示に従う義務

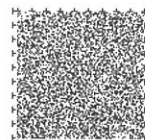
福祉事務所から生活の維持・向上のために必要な指導や指示があった場合、これに従ってください。指示に従わない場合には、保護の変更、停止または廃止になることがあります。

■収入の届けは忘れずに

収入の届けは、生活保護費を正しく決定する上で必要不可欠です。福祉事務所が定める期限までに忘れずに提出してください。

■借金は収入とみなされ、保護費の返還となります

原則として保護の受給中に新たに借金をすることはできません。ただし、就学資金など公的な貸付は認められる場合があるので、事前にご相談ください。



生活保護費の支払い方法

① 毎月の保護費

保護費は、原則として毎月2日に、その月の分（当月分）をご指定の口座に振り込みます。

新しく保護を開始したときや特別な事情があるときは、福祉事務所の窓口で支払います。指定の日時に印鑑（スタンプ印不可）を持っておいでください。

また、病院に長く入院している方や施設に入所している方は、ケースワーカーにご相談ください。

② 臨時の保護費

アパートの契約更新料など臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費と合わせて支給するか、臨時的に窓口で支払います。



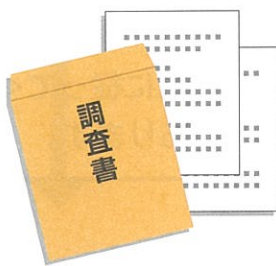
生活保護費の返還

働いて収入が増えたり、1か月以上の入院などにより最低生活費の基準が低くなると、月の初めに支給した保護費が払い過ぎになることがあります。その場合、払い過ぎた分はお返しいただきます。

また、本来活用できる資産があるにもかかわらず、さし迫った事情のため保護を受けた場合には、後日、すでに受け取った保護費（医療・介護扶助を含む）の返還が必要となります。

原則は全額を返していただきますが、自立更生に必要な費用などが認められれば、一部が免除されることがあります。【生活保護法第63条】

生活保護の不正受給と生活保護費の徴収



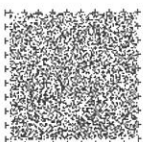
収入の申告を怠ったり、偽りの申告や届け出をして不正な手段で保護を受けた場合、不正受給分の保護費全額（医療・介護扶助を含む）が徴収されます。

区では、実際の収入や資産を確認するため、関係機関（税務担当課・金融機関・勤務先など）を調査することがあります。

また、不正受給が特に悪質な場合は、徴収額の最大40%が加算されたり、刑罰が科されることがあります。【生活保護法第78条・第85条】

審査請求

福祉事務所の行った決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に東京都知事に審査請求（不服申立て）ができます。【生活保護法第64条】



医療機関を受診するとき

まず事前にご相談を

保護を受けている間は、こくみんけんこうほけん国民健康保険・こうきこうれいしゃいりょう後期高齢者医療からはだつたい脱退するので、これらの保険証は使えません。また、一部の医療証も使えなくなります。

受診前にケースワーカーに相談し、「医療券」の発行を受けてください。

受診時には「医療券」を医療機関の窓口に提出してください。

窓口で負担する医療費は原則としてありません。ただし、収入に応じて自己負担金が生じる場合があります。



会社の健康保険証がある方

「医療券」と保険証を一緒に窓口
に提出してください。

休日・夜間診療

「医療券」を持たずに緊急で休日
夜間などに医療機関を受診した
場合、後日すみやかにケースワ
ーカーに連絡してください。

！ 受診時に注意すべきこと

生活保護法の指定医療機関を受診してください。なお特別な事情がない限り、同じ病気やけ
がで複数の医療機関を受診することはできません。

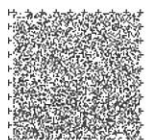
以下の項目にあてはまる場合も、事前にケースワーカーに相談してください。

- 通院に交通費がかかる場合
※特別な事情がない限り、お近くの医療機関を受診してください。
- 身体障害者手帳等の取得などのために、検査や診断書が必要となったとき
- 医師の指示で、めがね・コルセットなどが必要となったとき
- はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの治療を受ける必要があるとき
- 交通事故や事件で被害を受けたとき

！ ジェネリック医薬品の使用が原則

医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則
としてこれを使ってください。

※ジェネリック医薬品：薬の製造・販売の特許期間終了後、しんやく新薬と同じ有効成分
で作られた低価格の後発医薬品



介護サービスを受けるとき

介護サービスが利用できる方

65歳以上で日常生活を送るために介護や支援が必要な方や、40歳～64歳で初老期における認知症、脳血管疾患など特定の疾病が原因で介護や支援が必要になった方が対象になります。

介護サービスの費用は、介護扶助として給付が決定され、区からサービス事業者を支払われます。ただし、収入に応じて自己負担金が生じる場合があります。



まず事前にご相談を

介護サービスを利用するには、介護保険制度の要介護・要支援認定の手続き、ケアマネジャー（介護支援専門員）による介護サービス計画の作成が必要です。手続きの方法など詳しくはケースワーカーにご相談してください。

減額・免除・交付されるもの

生活保護を受給している方には、次のような減額・免除や交付の制度があり、これらを受けるには申請が必要です。ケースワーカーにご相談ください。

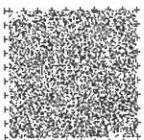
- 住民税、固定資産税
- 国民年金保険料
- NHK放送受信料
- 上下水道料金（一部）
- 粗大ごみ処理手数料
- 都営住宅共益費
- 住民票の写しなどの発行手数料
- 都営交通無料乗車券の交付
- など

ケースワーカー（地区担当員）

生活保護を受けている方の生活での困りごとをいっしょに考え、必要な援助を行う福祉事務所の担当者です。秘密は必ず守りますので、遠慮なくご相談ください。

届け出や申請を受けたり、自立のための助言や支援も行います。

また、定期的にはまたは随時お住まいなどを訪問します。この訪問は、あなたの生活状況を正しく把握し、適正な保護を実施するためです。ご協力ください。



保護費の決めかた（参考）



生活保護を受けている方の保護費の決めかたは次のとおりです。

① まったく収入がないとき

生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助

（介護＋医療）扶助

これだけ保護が受けられます

② 年金や仕送りなどがあるとき

月額年金額（仕送り）

生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助

（介護＋医療）扶助

これだけ保護が受けられます

③ 働いて得た収入があるとき

しゅうろうしゅうにゅうにんていがく
就労収入認定額

控除額*

生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助

（介護＋医療）扶助

これだけ保護が受けられます

*就労収入認定額とは、就労収入から控除額を差し引いたものです。

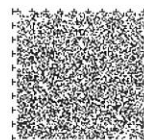
*控除には、勤務先への交通費、勤労による各種控除、必要経費などがあります。

④ 収入が最低生活費をうわまわるとき（保護は停止または廃止になります）

月額年金額（仕送り）または就労収入認定額

生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助

（介護＋医療）扶助



生活保護法 一部抜粋 (参考)

第1条 (この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念^{りねん}に基き、国が生活に困窮^{こんきゆう}するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 (無差別平等)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別^{むさべつ}平等に受けることができる。

第3条 (最低生活)

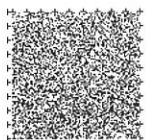
この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準^{すいじゆん}を維持することができるものでなければならない。

第4条 (保護の補^ほ足^{そく}性^{せい})

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫^{きゅうはく}した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨^{さまた}げるものではない。



2023年 (令和5年) 3月

発行：世田谷区保健福祉政策部生活福祉課

電話 03-5432-2932 FAX 03-5432-3020

※お問合せ・ご相談などは、P1～2「あなたの相談窓口」までご連絡ください。

広報印刷物登録番号 No.2033